

公表第8号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年 3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
47	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5 久留米市勤労青少年ホーム</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 協定書第17条2・修繕費の負担関係[1件につき50万円(消費税及び地方消費税含む)以上のものについては、久留米市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円(消費税及び地方消費税含む)未満のものについては、(財)久留米文化振興会が自己の費用と責任において実施する。]</p> <p>この条文では、30万円以上50万円未満に対しての協定がされていない。</p> <p>修繕費の負担については、明らかに協定書に不備があり、今後は是正すべきである。</p>	意見	<p>これまで、30万円以上50万円未満の修繕においては、指定管理者との協議の上どちらが修繕を行うか決定していましたが、指摘内容を受け止め、平成26年度からの基本協定書では1件につき50万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、50万円以上の修繕は市の負担とすることを明記しました。</p>
83	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第16 久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 野球場、武道場、弓道場の倉庫内に保管してある競技に関連する備品は、備品台帳に記載されていないものが多数存在している。具体的には、野球場の倉庫内にあるグラウンド整備の用品や、武道館の倉庫に保管されているマット等の多くは、備品台帳に記載されていない状況である。備品台帳を作成し適時棚卸チェックを行うべきである。</p>	指摘	<p>市の備品は台帳のとおり適正に管理しております。</p> <p>総合スポーツセンターは、県施設と市施設が併設されていることから、同一の指定管理者が施設の管理を一体的に行っており、したがって、備品等の管理についても、指定管理者が一体的・効率的な管理を行う中で市施設の野球場や武道館等に市以外の備品を分散配置しているものです。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
114	総務部	財産管理課	<p>第20 久留米市民交流センター</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 稼働率は50%程度であり、決して高くはない。また、平成22年度、23年度は、平成21年度を下回っている。これは①18時以降も市が使用することがあったり、市が念のためにした18時以降や土日の予約を速やかに取消さず、一般の予約がとりにくい状況になっていること、②認知度の問題として一般に利用できることが、知られていないことに原因があると思われる。</p> <p>稼働率を上げるためには「広報くるめ」等に掲載し、広く知らしめる広報を行うとともに、市の使用方法を早急に改善すべきである。</p>	意見	<p>頂戴した意見に関しては、以下のとおり、改善を図ったところです。今後は、こうした取組みの継続が必要であると考えており、対策に努めていきたい。</p> <p>①市の予約の取消し漏れについては、各部局に周知するとともに、取消し漏れが発生するたびに指導を行っています。</p> <p>②指定管理者である久留米市文化振興会の広報誌「みどりのリズム」に掲載しました。</p>
126	健康福祉部	長寿支援課	<p>第22 久留米市三潞総合福祉センター</p> <p>1. 指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の構成において内部の選定委員が過半数を占めている <p>本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。三潞総合福祉センター選定委員の構成が久留米市の関係者が4人となっており選定委員6人の内過半数を占めている。指定管理者に社会福祉法人久留米市社会福祉協議会のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は、特に選定委員の構成に配慮すべきである。公平性を担保するために久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。</p>	指摘	<p>次期指定管理者一般公募(平成26年度)においては、指定管理者選定委員会の委員選定について、内部委員(市職員)3名に対し、外部委員(外部の有識者や専門家等)を3名とし、半数以上を登用し、是正を行いました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
137	健康福祉部	長寿支援課	<p>第23 久留米市田主丸老人福祉センター</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 指定管理の選定手続き等(手続2-(1)-②)</p> <p>選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた選定委員会設置による選定が望ましい。</p>	意見	<p>平成17年10月18日付け17財第203号17行第42号企画財政部長、総務部長通知に基づき、選定委員会に諮ることなく施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定しています。</p> <p>なお、次期指定管理者においては、平成26年度に公募を行い、平成26年12月市議会にて、指定管理者の指定について議決されました。指定管理者選定委員会の委員選定については、内部委員(市職員)3名に対し、外部委員(外部の有識者や専門家等)を3名とし、半数以上を登用しております。</p>
178	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(通称:道の駅)</p> <p>2. 意見</p> <p>・概要把握、決算についての質問、平成20年5月開業から順調である。売上の15%を手数料収入とするので在庫管理がいらぬ。ただし、予算管理上、費用の予算の立て方をもっとタイトに計上する必要がある。自主事業のみで採算管理を行うにあたり実績主義なので甘えはゆるされないが、市(農政部みどりの里づくり推進課)からのチェックを定期的に行うことが望ましい。</p>	意見	<p>毎月の売上げ等の月報及び1・4半期毎の収支見込みの報告など、定期的に指定管理者と協議しているため、今後についても継続した把握に努めていきたい。</p>
191	農政部	生産流通課	<p>第29-2 久留米市北野地区城コミュニティセンター</p> <p>1. 指摘</p> <p>入手依頼した総会資料の中で、監事による監査があったにもかかわらず平成21年度決算数値に間違いがあった。直近ではなかったが、監事の監査を適切に実施すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘の点は、事務作業上での数字入力誤りであるため、総会において、平成21年度の決算数値の誤りを報告されました。</p> <p>また、現在の監事に対して、今後は適切に監査を行うように再度、指導を行いました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
191	農政部	生産流通課	<p>第29-2 久留米市北野地区城コミュニティセンター 2. 意見</p> <p>管理運営についてはもっと明確にする必要がある。つまり、年間の運営は区費・自治会費で賄われているといっても市の所有物の中で行われるのであるから、市としてもその有効性、経済性、効率性を要求できるはずである。これは、市の財政を一地域住民の便益のみを考慮することにならないのかが疑問になる。その点、公平性、透明性に欠けることになる。まずは、これについては、条例規約など明確にしていく必要がある。つまり、どういった場合や金額については市が負担するが、そうでない場合には負担しないで自治会で負担するという具合にである。これにより、市からの制約を受けることなく自由に管理運営できる部分とそうでない部分との区分けが明確になる。</p> <p>こういった意味で管理責任区分があいまいである。備品管理台帳などの整備が必要である。</p>	意見	<p>市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。</p> <p>しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、各種行為において施設の所有者と管理者の役割区分が明確に示されていない状況にありました。</p> <p>このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。また、備品台帳については整備いたしました。</p>
192	農政部	生産流通課	<p>第29-2 久留米市北野地区城コミュニティセンター 2. 意見</p> <p>また、市の所管部署としても合併の弊害が顕著に見られた。つまり、発端が国の農林水産省管轄ということで本市では農政部生産流通課が担当しているが、実質の業務は北野総合支所産業振興課で行っている。もともとは、旧来から公民館という位置付けで運営されており、しかも区長と北野町長との契約から始まった事業なので市が管理するというより町ひいては地域住民が受益者ということになるので負担するのは当たり前のだが、ほとんどといってもよいが北野総合支所産業振興課に依存しているのが現状である。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しているが、この施設は北野総合支所が一部事務の補助をしている状況にあります。</p> <p>そこで、平成25年度中に条例を廃止し、従来の管理運営方法から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し、住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
198	農政部	生産流通課	<p>第32 久留米市城島地区西青木コミュニティセンター 2. 意見</p> <p>施設の概要及び利用状況を把握した。概要は、基本的に地区公民館及び自治会、婦人会などから構成されていて、市町村合併前から地域の独自性を生かしたコミュニティセンターとして指定管理者制度の一環で運営されている地域公民館としては学校区として30地区に区分けされており、合併後は地域振興課が担当所管であり、農政部門の流れで産業振興課が当コミュニティセンターの所管をしている。基本的に定期的な監査などを受けていないで専らモニタリング報告などを行っているのみである。近々シロアリ予防のため、駆除の予算化が必要となる。年間の公民館使用料は59千円で区の収支会計の中の雑収入で計上されている。公民館管理者は、地区の代表者2名が年間数万円で受託している。ほとんどの原資は一世帯当たり月1000円の区費で賄っていて、50万円だけの助成金がある。いずれにしろ、区の収支会計とコミュニティセンターとの会計が入り混じっている。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。</p> <p>しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、一部地域自治会の会計と混在している状況にありました。</p> <p>このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p>
198	農政部	生産流通課	<p>第32 久留米市城島地区西青木コミュニティセンター 2. 意見</p> <p>また、市からの指定管理により施設管理も任されているが、固定資産台帳なるものが存在しないので備品管理台帳などの整備が必要である。</p>	意見	<p>この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、備品台帳及び施設の図面等施設の維持管理を行うために必要な書類が現地にないことは適切ではありませんでした。</p> <p>このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p> <p>現在、市所有の備品はありませんが、地元所有の備品について台帳を整備しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
201	農政部	生産流通課	<p>第33 久留米市三潞地区大犬塚コミュニティセンター 2. 意見 (今後の検討事項)</p> <p>大犬塚コミュニティセンターは、平成9年にできて以来ひび割れなど建物、設備が古くなってきているので来年度に改装工事を実施するための要望書を市に対して提出されている状況である。大犬塚コミュニティセンターは、地方自治法第244条の2、久留米市農村コミュニティセンター条例、同施行規則、管理運営業務仕様書、事業計画書等に従い、管理業務を遂行しなければならないことになっており、かつ、当該管理運営業務仕様書9において「施設等の補修について、管理者は、施設及び設備を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うものとする。また、必要に応じて、電球などの日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入や小規模の補修を行うものとする。」規定されている。しかしながら、小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賄えるのか曖昧である。そのため、負担を明確にすべきである。</p>	意見	<p>市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。</p> <p>しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、補修の負担区分等が明確に示されていない状況にありました。このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p>
204	農政部	生産流通課	<p>第34 久留米市三潞地区新栄町コミュニティセンター 2. 意見</p> <p>新栄町では、コミュニティセンターのみの特別会計ではなく、新栄町自治会の収支決算の中にコミュニティセンター会計が入り混じっている。本来はコミュニティセンターとして自治会の収支とは別に管理するのが本来の姿である。別に管理すべきである。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。</p> <p>しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、一部地域自治会の会計と混在している状況にありました。</p> <p>このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の師弟管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
204	農政部	生産流通課	<p>第34 久留米市三潯地区新栄町コミュニティセンター</p> <p>2. 意見</p> <p>小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賄えるのか曖昧で大犬塚コミュニティセンター同様に対応に苦慮している。それは、浄化槽が故障したが、この修繕費は市で賄われるのか自治会自体が負担するのか明確になっていない。明確にすべきである。</p>	意見	<p>市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。</p> <p>しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、補修の負担区分等が明確に示されていない状況にありました。このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。</p>
211	都市建設部	生活道路課	<p>第35 久留米市営駐車場</p> <p>2. 意見</p> <p>部としては先方の監査報告の記載のある決算書の入手を行い、収支差額の検討は行っているが、直接の監査は実施していない。</p> <p>先方提出の収支実績表に対し毎年とは言わないが、数年に一回くらいは監査をする必要がある。</p>	意見	<p>平成25年12月9日～10日において監査を実施しております。</p>